

令和7年度決算に基づく健全化判断比率等について（確定値）

- ◆ 令和7年度決算に基づく「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」に該当しない状況。
- ◆ また、各公営企業における「資金不足比率」についても、資金不足が生じた公営企業はないため、いずれの会計においても「経営健全化基準」に該当しない状況。
- ◆ なお、各比率については、令和8年9月11日に公表した「暫定値」から変更なし。

健全化判断比率

	本府の数値 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	－ [－]	3.75	5
連結実質赤字比率	－ [－]	8.75	15
実質公債費比率	9.3 [10.2]	25	35
将来負担比率	99.6 [110.1]	400	

※ [] は、前年度の数値。

- ◆ 早期健全化基準：自主的な改善努力による財政健全化が必要な水準
→ 財政健全化計画の策定・外部監査の義務付け、総務大臣による必要な勧告等
- ◆ 財政再生基準：国の関与による確実な再生が必要な水準
→ 財政再生計画の策定・外部監査の義務付け、起債の制限、総務大臣による予算変更の勧告等

公営企業の資金不足比率

		本府の数値 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	大阪府中央卸売市場事業会計	－ [－]	20
	大阪府流域下水道事業会計	－ [－]	
	大阪府まちづくり促進事業会計	－ [－]	
	港湾整備事業特別会計	－ [－]	

※ [] は、前年度の数値。

- ◆ 経営健全化基準：自主的な改善努力による経営健全化が必要な水準
→ 経営健全化計画の策定・外部監査の義務付け、総務大臣による必要な勧告等

比率の算定内訳

実質赤字比率 該当なし

「一般会計」及び「一般会計等に属する特別会計」の実質収支は、いずれも黒字（あるいは収支均衡）になったため、「実質赤字比率」は、該当なし。

【参考】大阪府における早期健全化・財政再生基準の該当ライン

<早期健全化> ▲675億円 <財政再生> ▲900億円

【趣旨】 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【基準】 早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：「一般会計」及び「一般会計等に属する特別会計」における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示す額
(府税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債及び地方特例交付金等の収入見込みの合算額)

(単位：百万円)

会計名		歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額 (3)=(1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (4)	実質収支額 (5)=(3)-(4)
一般会計等 に属する特別会計等	一般会計	3,328,658 [3,233,368]	3,298,419 [3,208,856]	30,240 [24,512]	13,174 [9,995]	17,066 [14,517]
	日本万国博覧会記念公園事業特別会計	13,293 [4,440]	12,726 [3,719]	567 [721]	64 [203]	503 [518]
	就農支援資金等特別会計	23 [27]	11 [6]	12 [22]	12 [22]	0 [0]
	大阪府営住宅事業特別会計	120,617 [75,771]	115,367 [69,801]	5,249 [5,970]	3,776 [4,443]	1,474 [1,527]
	関西国際空港関連事業特別会計	7,279 [17,476]	7,279 [17,476]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	不動産調達特別会計	676 [1,202]	598 [1,124]	78 [78]	0 [0]	78 [78]
	市町村施設整備資金特別会計	3,792 [3,201]	3,791 [3,200]	1 [1]	0 [0]	1 [1]
	公債管理特別会計	964,813 [833,527]	964,163 [832,920]	650 [606]	0 [0]	650 [606]
	地方消費税清算特別会計	1,172,671 [1,120,893]	1,172,671 [1,117,774]	0 [3,119]	0 [0]	0 [3,119]
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	991 [1,259]	656 [756]	335 [503]	335 [503]	0 [0]
	中小企業振興資金特別会計	4,243 [4,218]	2,945 [2,889]	1,298 [1,329]	1,298 [1,329]	0 [0]
	沿岸漁業改善資金特別会計	183 [176]	0 [0]	183 [176]	183 [176]	0 [0]
	林業改善資金特別会計	41 [69]	0 [31]	41 [38]	41 [38]	0 [0]
	合計(分子)	5,617,280 [5,295,628]	5,578,626 [5,258,552]	38,654 [37,076]	18,883 [16,710]	19,771 [20,366]
	標準財政規模(分母) (臨時財政対策債発行可能額含む)	1,800,417 [1,751,270]				
	実質赤字比率(%)	-				

- (注) 1. [] は、前年度の数値。
2. 単位未満は、四捨五入を原則としたため、内訳の計と合計、歳入と歳出の差引等が一致しない場合がある。

連結実質赤字比率 該当なし

「一般会計等」の実質収支は黒字となり、公営事業会計においても、いずれも実質黒字となったため、「連結実質赤字比率」は該当なし。

【参考】大阪府における早期健全化・財政再生基準の該当ライン

＜早期健全化＞ ▲1,575億円 ＜財政再生＞ ▲2,701億円

【趣旨】 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【基準】 早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額 : 「一般会計等」における実質赤字の額及び「公営事業会計」における資金の不足額等

(単位：百万円)

会 計 名				実質収支額・資金収支額	
一般会計等				19,771	[20,366]
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計			38,552	[27,425]
	公 営 企 業 会 計	法 適 用	大阪府中央卸売市場事業会計	3,183	[2,913]
			大阪府流域下水道事業会計	1,672	[1,750]
			大阪府まちづくり促進事業会計	5,281	[1,118]
	適 法 用 非		港湾整備事業特別会計	3,752	[3,177]
			合 計（分子）		
標準財政規模（分母） （臨時財政対策債発行可能額含む）				1,800,417	[1,751,270]
連結実質赤字比率（％）				-	[-]

- (注) 1. [] は、前年度の数値。
2. 単位未満は、四捨五入を原則としたため、内訳の計と合計とが一致しない場合がある。
3. 「法適用」とは、地方公営企業法を適用している公営企業会計である。

実質公債費比率 9.3%

実質公債費比率（令和５～令和７年度平均）は、前年度（令和４～令和６年度平均）から 0.9 ポイント改善し、9.3%となった。

これは、減債基金の復元が完了したことに伴い地方債の元利償還金が減少したことや、
 税収の増などに伴い標準財政規模が増加したことなどに伴い、今回平均の対象となる
 令和７年度の単年度比率（8.3%）が、今回平均の対象外となる令和４年度（11.2%）と比べ、
 2.9 ポイント改善したため。

【趣旨】 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

※ 実質公債費比率が18%以上となった場合、地方債を発行するには総務大臣の許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{① 地方債の元利償還金} + \text{② 準元利償還金}) - (\text{③ 特定財源} + \text{④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{⑤ 標準財政規模} - (\text{④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \text{ の3か年平均}$$

「② 準元利償還金」の内容

- ・ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたりの元金償還金相当額
- ・ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ 一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

(単位：百万円)

項目	令和５年度	令和６年度	令和７年度
① 地方債の元利償還金	110,916	111,874	117,933
② 準元利償還金	282,947	264,850	247,097
③ 特定財源 (元利償還金・準元利償還金に充てられるもの)	29,609	34,216	39,923
④ 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	209,795	198,421	190,716
合 計 (分子) ①+②-③-④	154,460	144,088	134,391
⑤ 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)	1,707,056	1,751,270	1,800,417
合 計 (分母) ⑤-④	1,497,261	1,552,850	1,609,702
実質公債費比率 (%) (単年度)	10.3	9.2	8.3
実質公債費比率 (%) (3か年の平均)	9.3		

(注) 単位未満は、四捨五入を原則としたため、内訳の計と合計とが一致しない場合がある。

将来負担比率 99.6%

将来負担比率は、前年度（110.1%）より10.5ポイント改善し、99.6%となった。

これは、地方債の現在高の減や、府営住宅整備基金などの地方債の償還等に充当可能な基金残高の増、及び標準財政規模の増などによるもの。

将来負担額 (ア+イ+ウ+エ+オ+カ) (5兆8,119億円) - 充当可能財源等 (キ+ク+ケ) (4兆2,077億円) = 99.6%
標準財政規模 (コ) (1兆8,004億円) - 算入公債費等 (サ) (1,907億円)

【趣旨】 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【基準】 早期健全化基準 400% 財政再生基準 なし

将来負担比率 =	(将来負担額)	ア 一般会計等に係る地方債の現在高 + イ 債務負担行為に基づく支出予定額 + ウ 一般会計等以外の会計に係る地方債の元金償還に充てるための繰出見込額 + エ 組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額 + オ 退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額 + カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
	(充当可能財源等)	キ (地方債の償還等に充当可能な基金残高) + ク 地方債の償還等に充当可能な特定の収入 + ケ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
(標準財政規模)		コ 標準財政規模 -
(算入公債費等)		サ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：百万円)

項目	算定の考え方	算定値	備考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	満期一括償還分を含む地方債の現在高	5,210,921 [5,477,735]	・一般会計 4,852,926
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	地方債を財源とできる経費（公共用地の取得費等）に係る支出予定額で、支出額が確定しているもの	33,868 [35,447]	・依頼土地の買い戻しに係るもの 12,094
ウ 一般会計等以外の会計に係る地方債の元金償還に充てるための繰出見込額	・宅地造成事業以外 過去3ヶ年の繰出実績に応じ、企業債現在高を按分して算定（前年度に元金償還がない会計は、地方債繰入計画額又は一般会計からの繰出基準額のいずれか大きい額を採用） ・宅地造成事業 販売用土地を時価評価の上、債務超過部分について将来負担に算入	111,016 [120,577]	・中央卸売市場事業 348 ・流域下水道事業 107,985 ・まちづくり促進事業 2,682 ・港湾整備事業 -
エ 組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額	加入する組合等の地方債の現在高のうち本府負担見込額	0 [2]	・関西広域連合 -
オ 退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	職員全員が年度末に自己都合退職すると仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等負担見込額	411,478 [385,351]	
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	・道路公社の負債額から計画上の収支見込額等を控除した額 ・土地開発公社の負債額から府や国が買い取りを予定している土地等の資産を控除した額 ・府が設立した地方独立行政法人の負債額 ・第三セクターや住宅供給公社等が金融機関等から貸付を受ける際に、府が金融機関等との間で締結する損失補償契約に係る債務負担行為について、法人の経営状況等を勘案して算定した負担見込額	44,603 [46,911]	・道路公社 - ・土地開発公社 - ・地方独立行政法人 13,985 ・第三セクター等 30,618
キ 地方債の償還等に充当可能な基金残高	一般会計への貸付分を除いた充当可能残高	1,443,353 [1,419,540]	・財政調整基金 363,747 ・減債基金 998,308 ・その他の基金 81,298
ク 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	地方債を財源とする貸付金の償還金や、公営住宅の使用料などの収入の実績により算定した充当見込額	268,398 [282,107]	・公営住宅使用料 222,278
ケ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	過去に発行した地方債の現在高に普通交付税の算入割合を乗じて算定した見込額	2,495,917 [2,653,627]	
合 計（分子）ア+イ+ウ+エ+オ+カ - (キ+ク+ケ)		1,604,217 [1,710,748]	
コ 標準財政規模の額（臨時財政対策債発行可能額含む）	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す額	1,800,417 [1,751,270]	
サ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	当年度の算入額	190,716 [198,421]	
合 計（分母）コ - サ		1,609,702 [1,552,850]	
将来負担比率（%）		99.6 [110.1]	

(注) 1. [] は、前年度の数値。
2. 単位未満は、四捨五入を原則としたため、内訳の計と合計とが一致しない場合がある。

資金不足比率（公営企業ごと） 該当なし

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、「資金不足比率」は該当なし。

- 【趣旨】 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率
【基準】 経営健全化基準 20% 財政再生基準 なし

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

- 資金の不足額
法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした企業債現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
法非適用企業 = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした企業債現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

- 事業の規模
法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額がゼロとなる場合には、営業収益の額の部分を経常収益の額にする。
※ 宅地造成事業を行う公営企業については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額。

(単位：百万円)

会計名		資金不足額	資金不足比率 (%)
法適用	大阪府中央卸売市場事業会計	- [-]	- [-]
	大阪府流域下水道事業会計	- [-]	- [-]
	大阪府まちづくり促進事業会計	- [-]	- [-]
適法用非	港湾整備事業特別会計	- [-]	- [-]

(注) [] は、前年度の数値。

参考：地方公営企業の経営状況（令和7年度決算）について

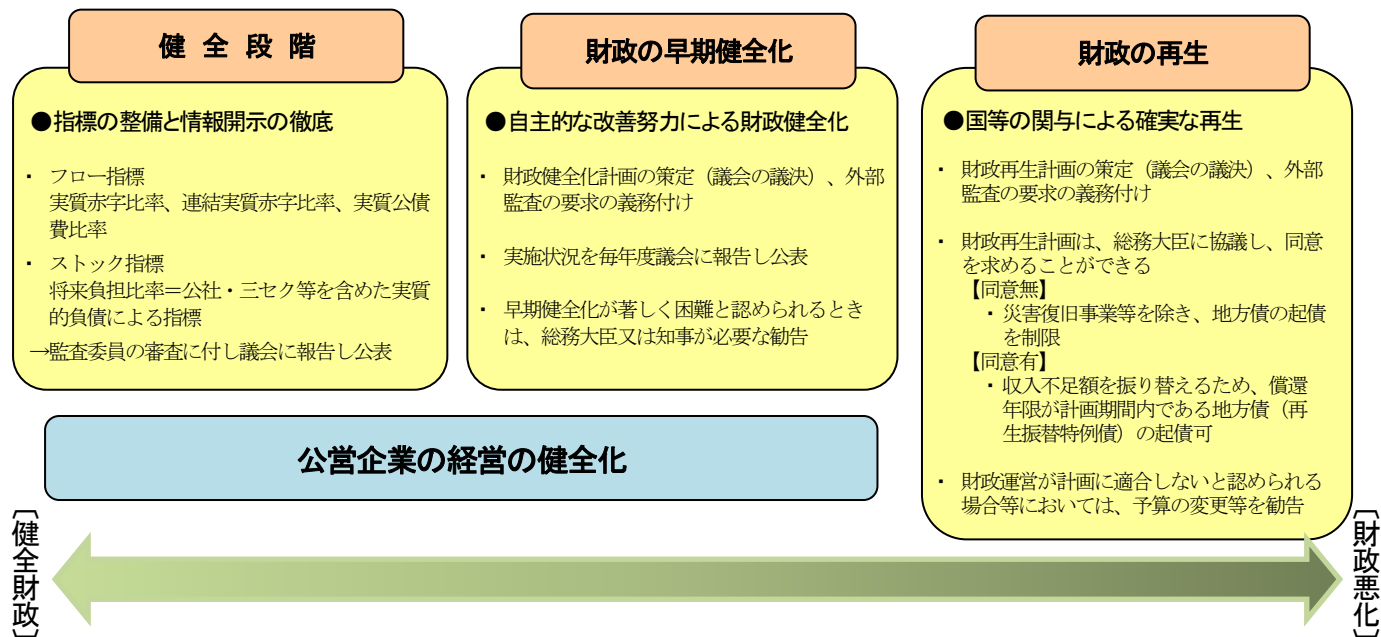
(単位：百万円)

会計名			総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	企業債現在高	健全化法上の資金剰余額
公営企業会計	法適用	大阪府中央卸売市場事業会計	739 [657]	571 [465]	3,183 [2,913]	649 [713]	3,183 [2,913]
		大阪府流域下水道事業会計	62,860 [62,614]	65,067 [66,091]	1,672 [1,750]	154,189 [156,600]	1,672 [1,750]
		大阪府まちづくり促進事業会計	6,715 [4,574]	7,969 [5,394]	5,281 [1,118]	70,583 [72,536]	5,281 [1,118]
	適法用非	港湾整備事業特別会計	(歳入)	(歳出)	(実質収支)		
			8,198 [11,899]	7,170 [10,787]	596 [849]	8,272 [9,264]	3,752 [3,177]

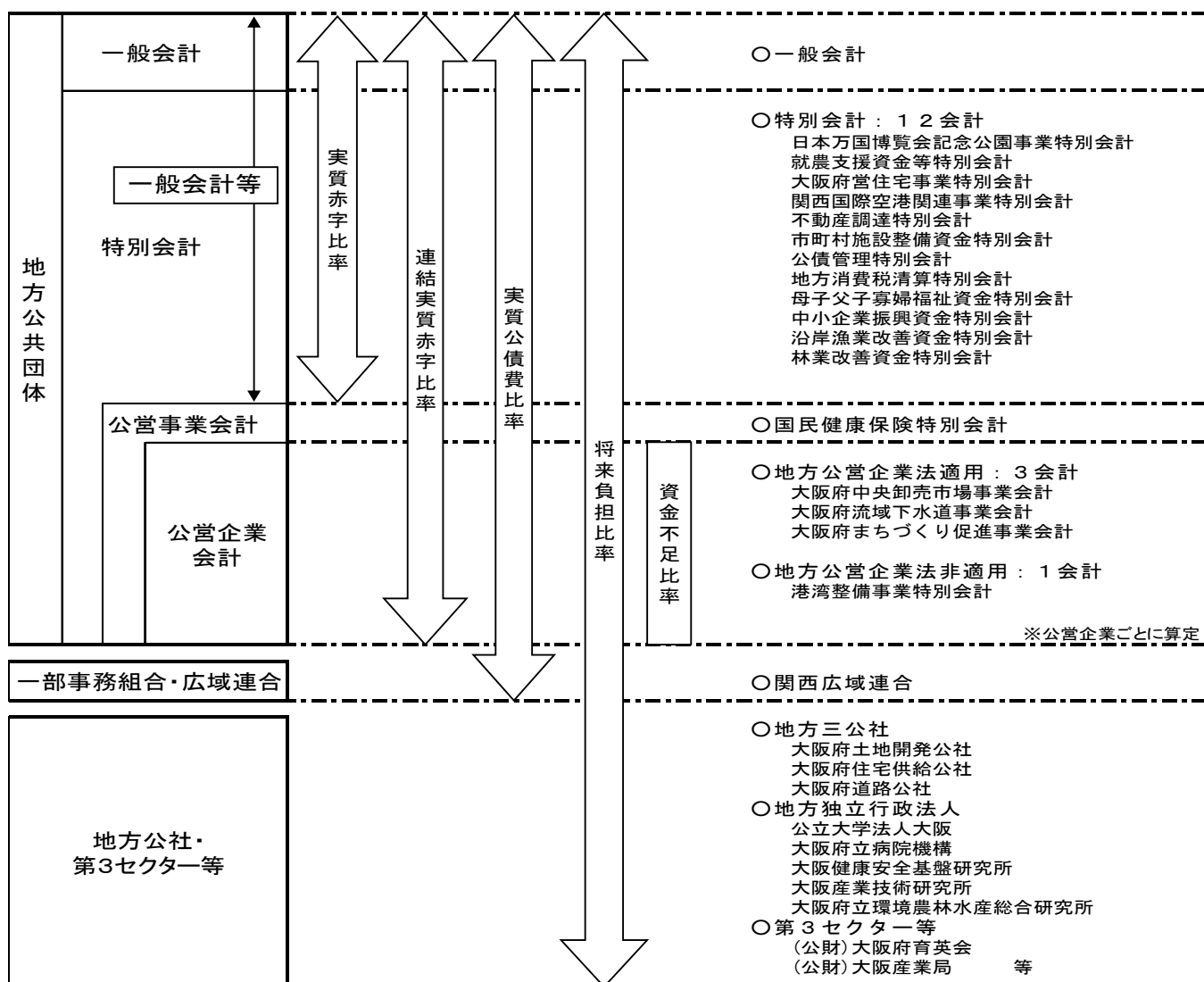
- (注) 1. [] は、前年度の数値。
2. 法非適用企業は、「総収益」「総費用」「資金剰余額／不足額（実質収支）」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示。
3. 宅地造成事業を行う公営企業における「健全化法上の資金剰余額」については、算定上、土地収入見込額を算入し、販売用土地の取得、造成を行うために起こした企業債現在高を控除することから、「資金剰余額／不足額（実質収支）」と一致しない。
(企業債現在高が資金剰余額を上回る場合、「健全化法上の資金剰余額」はゼロとなる。)

財政健全化法の概要

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



比率の算定対象



※名称は令和8年3月31日時点のもの

令和7年度決算における財政評価指標の状況

大阪府財政運営基本条例第17条第2項に定める財政評価指標の令和7年度決算に基づく値は次のとおり。

正味収支・本来収支

【算定式】

- 正味収支：正味収入〔歳入総額－本来当該年度以外の年度に属すべき歳入〕
－ 正味支出〔歳出総額－本来当該年度以外の年度に属すべき歳出〕
- 本来収支：本来収入〔正味収入－補完的な収入〕－正味支出

【算定】（一般会計）

＜収入＞		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
歳入総額	①	3,233,368	3,328,658
翌年度へ繰越すべき財源	②	9,995	13,174
赤字雑入	③	0	0
正味収入〔①－②－③〕	α	3,223,373	3,315,484
退職手当債	④	0	0
財政調整基金取崩額	⑤	0	0
補完的な収入〔④＋⑤〕	⑥	0	0
本来収入〔α－⑥〕	β	3,223,373	3,315,484

＜支出＞		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
歳出総額	ア	3,208,856	3,298,419
繰上充用金	イ	0	0
減債基金復元積立金	ウ	0	0
正味支出〔ア－イ－ウ〕		3,208,856	3,298,419

＜正味収支・本来収支＞		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
正味収支〔α－正味支出〕		14,517	17,066
本来収支〔β－正味支出〕		14,517	17,066

実質府債残高倍率

【算定式】

実質府債残高〔全会計府債残高－減収補填債－減税補填債－臨時税収補填債－猶予特例債－臨時財政対策債〕
府税＋地方交付税＋特別法人事業譲与税＋臨時財政対策債

【算定】

		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
全会計府債残高	①	5,716,848	5,444,613
減収補填債	②	453,545	411,136
減税補填債	③	97,408	80,088
臨時税収補填債	④	3,274	3,274
猶予特例債	⑤	0	0
臨時財政対策債	⑥	2,664,821	2,547,679
実質府債残高〔①－②－③－④－⑤－⑥〕	α	2,497,800	2,402,435

		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
府税		1,588,525	1,682,708
地方交付税		367,217	384,550
特別法人事業譲与税		190,609	197,140
臨時財政対策債		19,201	0
計	β	2,165,551	2,264,399
実質府債残高倍率〔α／β〕		1.15	1.06

収益的収支比率

【算定式】

収益的支出〔正味支出－資本的支出〕
収益的収入〔本来収入－資本的収入〕

【算定】（一般会計）

＜本来収入＞（再掲）		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
本来収入	a	3,223,373	3,315,484
＜資本的収入＞		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
通常債		86,902	77,699
行政改革等推進債		0	0
第三セクター等改革推進債		0	0
減収補填債の1/4相当額		0	0
建設事業充当特定財源		57,208	54,978
不動産売却収入		1,991	1,007
基金繰入金（減債基金除く）		77,790	83,056
貸付金元利収入		519,209	514,518
資本的収入 合計	c	743,100	731,258

※翌年度へ繰越すべき財源を除く。

＜収益的収入＞		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
収益的収入〔a－c〕	X	2,480,273	2,584,227
		R6 決算	R7 決算見込
収益的収支比率〔Y／X〕	(%)	84.0	86.0

＜正味支出＞（再掲）		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
正味支出	b	3,208,856	3,298,419
＜資本的支出＞		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
建設事業費		183,450	165,755
府債償還元金		321,339	328,412
積立金		98,873	61,391
投資及び出資金		4,227	6,994
貸付金		515,713	510,985
資本的支出 合計	d	1,123,602	1,073,536

＜収益的支出＞		（単位：百万円）	
		R6 決算	R7 決算見込
収益的支出〔b－d〕	Y	2,085,254	2,224,882

（注）単位未満は、四捨五入を原則としたため、内訳の計と合計とが一致しない場合がある。